

平成 20 年 度

宍 粟 市 各 会 計 決 算 に 基 づ く  
健 全 化 判 断 比 率 等 審 査 意 見 書

宍 粟 市 監 査 委 員

# 平成 20 年度宍粟市各会計決算に基づく 健全化判断比率等に係る審査意見書

## 1 審査の期間

平成 21 年 8 月 18 日～平成 21 年 9 月 15 日

## 2 審査の対象

平成 20 年度一般会計及び特別会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

## 3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から説明を聴取し審査した。

## 4 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率

(単位：%)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	—	12.80	20.0
連結実質赤字比率	—	—	17.80	40.0
実質公債費比率	19.3	19.0	25.0	35.0
将来負担比率	204.6	204.5	350.0	

資金不足比率

(単位：%)

区 分	平成 20 年度	平成 19 年度	経営健全化基準
法 水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	20.0
適 病 院 事 業 特 別 会 計	—	—	20.0
用 農 業 共 済 事 業 特 別 会 計	—	—	20.0
法 簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	20.0
非 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	—	20.0
用 農 業 集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	—	20.0

※早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準は平成 20 年度における基準である。

健全化判断比率算定表

区分	比率(%)	算定式
実質赤字比率	—	$\frac{\text{普通会計（一般会計＋鷹巣診療所特別会計）の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{▲437344} + \text{▲83}}{14,664,879} = \text{▲2.98\%}$ <p>※一般会計・鷹巣診療所会計とも実質赤字のため▲で表示している。</p>
連結実質赤字比率	—	$\frac{(\text{イ} + \text{ロ}) - (\text{ハ} + \text{ニ})}{\text{標準財政規模}} = \frac{(0 + 0) - (607,297 + 2,333,212)}{14,664,879} = \text{▲20.05\%}$ <p>イ＝一般会計及び公営企業（法適用・法非適用）以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ＝ 0            ロ＝公営企業の特別会計のうち資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額 ＝ 0            ハ＝一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額 ＝ 607,297            ニ＝公営企業の特別会計のうち資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額 ＝ 2,333,212            （水道 1,248,672 ＋ 病院 999,946 ＋ 農業 83 ＋ 国保 54,284 ＋ 診療所 1,096 ＋ 老健 100 ＋ 介護 109,853 ＋ 後期高齢 8,537）            （水道 1,248,672 ＋ 病院 999,946 ＋ 農業 76,595 ＋ 簡水 2,120 ＋ 下水 2,147 ＋ 農集排 3,732）</p>
実質公債費比率	19.3	$\frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} = \frac{\text{の3カ年平均}}{\text{の3カ年平均}}$ <p>（平成18年度：19,48060＋平成19年度：19,09548＋平成20年度：19,48928）／3 ＝ 19.3</p>
将来負担比率	204.6	$\frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} = \frac{71,354,485 - (4,657,228 + 3,042,911 + 40,739,500)}{14,664,879 - 3,468,229} = 204.6\%$
資金不足比率	—	<p>各公営企業ごとの資金の不足額 各公営企業会計の資金不足額</p> <p>公営企業ごとの事業規模 ①水道 ▲1,248,672 ②病院 ▲999,946 ③農業共済 ▲76,595            ④簡水 ▲2,120 ⑤下水 ▲2,147 ⑥ ▲3,732</p> <p>※全ての公営企業会計で資金不足を生じていないため▲で表示している。</p>

#### ①実質赤字比率

普通会計（一般会計、鷹巣診療所特別会計）ベースにおける実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、平成 19 年度及び平成 20 年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、平成 20 年度における早期健全化基準の 12.80%を下回っている。

#### ②連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計、9 特別会計、3 公営企業会計）を合わせた赤字額が標準財政規模に占める割合で、平成 19 年度及び平成 20 年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、平成 20 年度における早期健全化基準の 17.80%を下回っている。

#### ③実質公債費比率

一般会計の元利償還金、公営企業等に係る一般会計からの繰出金及び構成市町となっている一部事務組合等に係る経費負担のうち元利償還金に充てられた額の合計額が、標準財政規模（償還金等及び標準財政規模ともに交付税に算入される額等は除く）に占める割合で、平成 20 年度は 19.3%となっており前年度より 0.3 ポイント上昇したが平成 20 年度における早期健全化基準の 25.0%を下回っている。

上昇の主な要因は、分流式下水道等に要する経費の算定方法の改正によるものである。

#### ④将来負担比率

一般会計における地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、企業会計等における地方債残高のうち一般会計繰入見込額、一部事務組合等に係る負担見込額、退職手当負担見込額の合計額が、標準財政規模（将来負担額及び標準財政規模ともに交付税に算入される額等は除く）に占める割合で、平成 20 年度は 204.6%となっており前年度より 0.1 ポイント上昇したが平成 20 年度における早期健全化基準の 350.0%を下回っている。

#### ⑤資金不足比率

各公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合で、平成 19 年度及び平成 20 年度ともに全ての公営企業会計で資金不足額が生じていないことから「－」で表示しており、平成 20 年度における早期健全化基準の 20.0%を下回っている。

## (2)個別意見

### ①連結実質赤字比率について

全ての会計において赤字額は発生していないが、病院事業特別会計において単年度経常収支は3億4,800万円の損失額を計上しており内部留保資金により補填している。病院経営については、平成20年度に策定された「病院改革プラン」に基づく一般会計からの繰出基準の見直しや経費節減を図り、課題である医師の確保とともに経営の改善に努められたい。

### ②実質公債費比率について

実質公債費比率は前年度と比較して0.3ポイント上昇しているが、その主な要因は算定方法の改正によるものであり従来の算定方法では18.5%程度と試算されている。しかし、依然地方債許可団体となる18.0%を超える高水準で推移している。

さらに今後は、合併後の基盤整備等のための合併特例債を含めた過去の地方債の償還がピークを迎えることから、一時的に指標は20%を超えることが予想されているが、更なる財政の健全化と比率の抑制を図るべく、財政健全化計画に基づく公的資金補償金免除繰上償還による借換えや高利の民間資金の繰上償還等により実質公債費比率の低減に努められたい。

### ③将来負担比率について

将来負担比率は前年度と比較して0.1ポイント上昇しているが、早期健全化基準以下となっている。

平成20年度末の将来負担額の総額は713億5,449万円で、その内一般会計における地方債現在高は334億7,825万円、公営企業債等繰入見込額は299億7,839万円で全体の89%を占めている。将来負担額の内、充当可能な基金、公営住宅家賃や地域生活排水施設（コミュニティプラト）使用料の特定財源、地方債償還財源として交付税算入される額を除く229億1,485万円を一般財源で負担することとなる。

今後、財政健全化計画に基づき将来負担の軽減に努められたい。

さらに、平成20年度に完了した新庁舎建設事業や継続事業となっている地域情報通信基盤整備事業など大型プロジェクトに伴う地方債の借入により、ピーク時には20%を超えることが予測されている。

今後、財政健全化計画に基づく公的資金補償金免除繰上償還による借換えや高利の民間資金の繰上償還等により実質公債費比率の低減に努められたい。